

[資料] 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 この協議会を「関門・宇部海域排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会とし、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油又は有害液体物質（以下「油等」という。）が大量に排出された場合、又は油等の大規模火災が発生した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除対策の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 前条において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関門港、宇部港及びその周辺海域とは、おおむね周防灘西部、関門港、響灘の海域をいう。
- 二 油又は有害液体物質が大量に排出された場合とは、船舶又は臨海施設等から大量の油又は有害液体物質が海上に流出し、船舶港湾、沿岸等に著しい被害又は海域に著しい汚染を及ぼす場合をいう。
- 三 油等の大規模火災とは、船舶又は臨海施設等において大規模の油等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及ぶ場合をいう。
- 四 防災対策とは、大量の油等の海上流出又は大規模火災（以下「油等災害」という。）が発生した場合における油等の拡散防止、回収、分散処理等の防除活動又は可能な範囲での消火、延焼防止等の消防活動等、海洋汚染及び海上災害を防止するための活動（以下「防災活動」という。）を講ずることをいう。

(業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 一 排出油等の防除に関する自主基準の作成に関すること。
 - (1) 排出油等防除マニュアルの作成
 - (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
 - (3) 排出油等の防除活動の実施の推進
- 二 排出油等の防除技術の調査及び研究に関すること。
- 三 排出油等の防除に関する教育及び訓練に関すること。
- 四 その他、排出油等の防除等防災活動に関する重要事項の協議に関すること。
- 五 隣接する排出油等防除協議会との調整

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、九州北部沿岸海域並びに瀬戸内海西部海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

(構成)

第6条 協議会は、別表に掲げる機関又は団体の代表者若しくは、その指名する者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員及び所要の委員をおく。

会長 1名
副会長 1名
会計監事 2名

- 2 会長は、門司海上保安部長をもってあてる。
- 3 副会長及び会計監事は、会長が委嘱する。
- 4 委員は、会員のうちから機関、業態、地域等を考慮し、協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するものとする。
- 3 会計監事は、会務の状況及び会計を監査する。
- 4 委員は、その業務を審議し、防災活動を推進する。

(役員任期)

第9条 会長を除く役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会、臨時総会及び委員会とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長又は会長の指名した者があたる。
- 3 総会は年1回とし、臨時総会及び委員会は必要に応じ開催する。
- 4 会議は、委任状の提出者を含め、会員又は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正及びその他必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第12条 委員会は、会長及び委員をもって構成し、業務計画、会則の改正等総会に付議すべき事項及びその他必要と認める事項を協議決定する。

- 2 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。
- 3 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、学識経験者を招へいすることができる。

(資料の提出)

第13条 会員は、協議会による防災活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

(出動)

第 14 条 会長は協議会による防災活動が必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に出動を要請することができる。

- 2 前項の要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、器材及び船舶等を現場に派遣又は施設の提供に努めるものとする。

(総合連絡調整本部及び指揮)

第 15 条 会長は、会員に出動要請をした場合、直ちに総合連絡調整本部を設置し、協議会による防災活動の連絡調整を行うものとする。

- 2 出動要請を受けた会員又はこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、防災活動要綱に定める事項について、連絡調整を行うものとする。
- 3 防災活動は、出動した会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(経費の求償)

第 16 条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。

- 2 会長が必要と認める場合、委員会において前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第 17 条 防災活動に出動した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令に定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関が行うものとする。

(訓練)

第 18 条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練を行うものとする。

(庶務)

第 19 条 協議会の庶務は、門司海上保安部警備救難課が担当する。

(細目等の制定)

第 20 条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第 21 条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

- 2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

附則この会則は、昭和 51 年 10 月 28 日から施行する。

附則この会則は、平成 7 年 6 月 29 日から施行する。

附則この会則は、平成 8 年 7 月 24 日から施行する。

附則この会則は、平成 10 年 6 月 26 日から施行する。

附則この会則は、平成 19 年 10 月 25 日から施行する。

2 関門・宇部海域排出油等防除協議会防災活動要綱

(趣旨)

1. この要綱は、関門・宇部海域排出油等防除協議会が、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油等災害が発生した場合に実施する防災活動の基準を定めたものである。

(油等災害発生時の通報)

2. 事故原因者又は事故発見者等から油等災害発生に関する通報を受けた機関又は団体は、別表 1 の通報連絡システムにより速やかに災害状況を通報するものとする。
 - (1) 発生日時及び場所
 - (2) 災害の状況 (種類、規模、範囲)
 - (3) 現在実施している措置
 - (4) その他必要事項

(出動要請)

3. 会長は、油等災害発生の場所、規模及び災害の推移、機関又は団体の防災活動の適否等を勘案し、会員の一部又は全部に対し出動を要請することができる。

要請を行う場合、会長は、次の通知をするものとする。

 - (1) 発生日時、場所及び災害の状況並びに現在実施している措置
 - (2) 出動を必要とする理由
 - (3) 必要とする人員、資器材、船舶施設
 - (4) その他必要事項

(出動)

4. 前項の要請を受け出動した会員は、会長に次の事項を通知するものとする。
 - (1) 出動するとき
 - イ 派遣する人員、資器材の種類、数量、船舶の種類、船名、総トン数、提供する施設の概要等
 - ロ 派遣責任者及び提供施設責任者の職名、氏名、連絡方法
 - ハ 出動時刻及び現場到着予定時刻
 - ニ その他必要事項
 - (2) 当日の作業を終了したとき
 - イ 派遣した人員、船名、提供した施設の概要
 - ロ 使用した資器材の種類、数量
 - ハ 出動時刻及び帰投時刻
 - ニ その他必要事項

(活動の分担)

5. 防災活動を効果的に実施するため、会員の主たる業務分担を別表 2 のとおりとし、活動分担を原則として次のとおり定める。
 - (1) 国の機関及び地方公共団体は、それぞれの行政区分に応じ活動する。
 - (2) 公共的機関及び海事関係団体は、それぞれの業務に応じ活動する。
 - (3) 漁業協同組合は、それぞれの地先海域において活動する。
 - (4) 石油類貯蔵関係、大量貯油企業関係及び HNS 取扱企業関係は別表 3 のとおりブロック及びグループ別に編成し、次の出動基準により活動する。

- 1号防御 — 発生グループ内の会員の出動
 - 2号 〃 — 発生ブロック内の会員の出動
 - 3号 〃 — 全ブロック内の会員の出動
- (5) 民間防除・消防関係は、第3項の会長の要請により活動する。

(総合連絡調整本部の設置)

6. 会長は、会則第14条に基づき防災活動を実施する場合は、実施細目第2条の基準に従い、総合連絡調整本部を設置する。

(連絡調整事項)

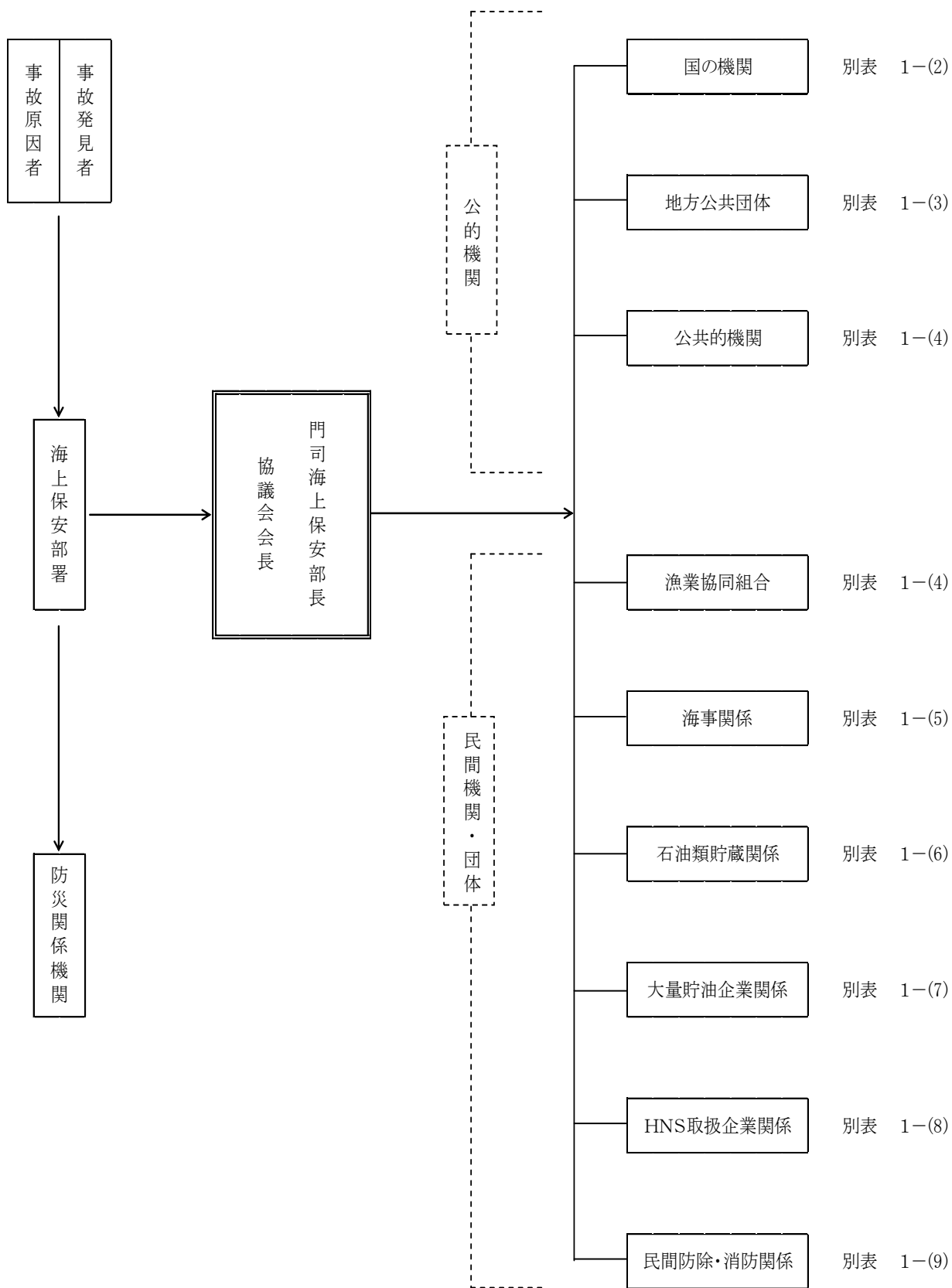
7. 総合連絡調整本部における連絡調整事項は、次のとおりとする。
- (1) 油等災害情報の収集、分析検討に関すること。
 - (2) 総合的活動計画の樹立と実施に関すること。
 - (3) 各機関の活動の効果的推進のための連絡調整に関すること。
 - (4) 協議会の活動等の広報に関すること。
 - (5) その他、油等災害対策実施について必要な事項に関すること。

(出動の解除)

8. 会長は、防災活動の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに会員の出動を解除し、総合連絡調整本部を解散しなければならない。

別表 1-(1)

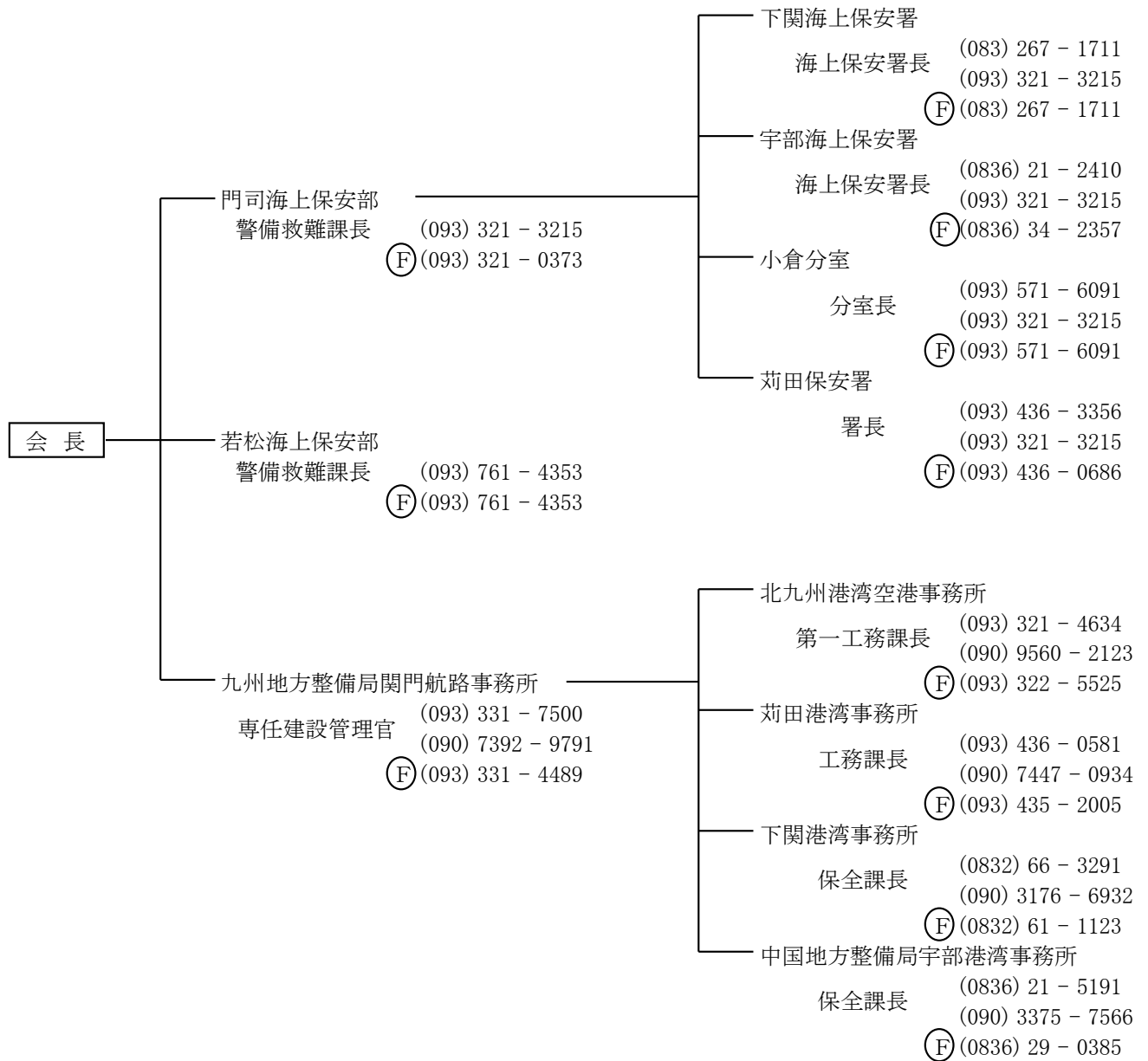
通報連絡系統



別表1-(2)
[国の機関]

公 的 機 関

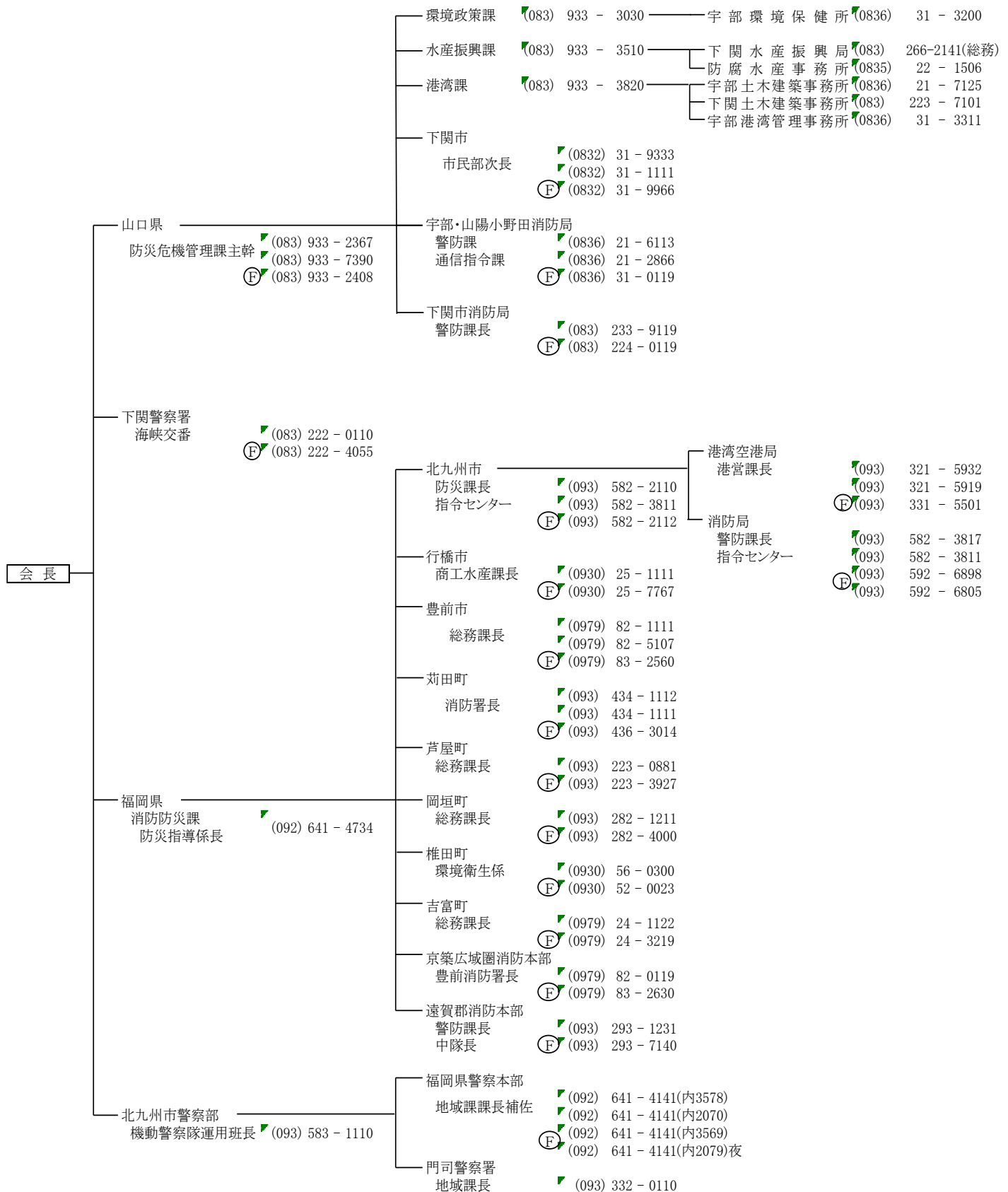
凡例： 機関 実務担当者の職名 電話 昼
夜
昼
夜
ⓕ FAX



別表1-(3)

[地方公共団体]

凡例： 機関 実務担当者の職名 電話 昼夜
 (F) FAX



別表1-(4)

[公共的機関]

		凡例：機関	実務担当者 の職名	電話	昼 夜
				(F) FAX	昼 夜
会 長	西部海難防止協会	事業部長		(093) 321 - 4495	
				(0832) 56 - 5286	
				(F)(093) 321 - 4496	
	福岡県水難救済会小倉地区救難所	救助長		(093) 521 - 1093	
				(093) 551 - 6224	
			(F)(093) 521 - 1097		

民間機関・団体

[漁業協同組合]

		凡例：民間機関・団体	実務担当者 の職名	電話	昼 夜
				(F) FAX	昼 夜
会 長	山口県漁業協同組合連合会	総務指導課長		(0832) 31 - 2212	
				(F)(0832) 31 - 6466	
	北九州地区漁業代表者会	事務局		(092) 713 - 1162	
			(F)(092) 713 - 1167		
	福岡県漁業協同組合連合会内 参加組合：波津、芦屋、脇田、脇ノ浦、若松、 戸畑、平松、長浜、藍島、馬島、 大里、旧門司、 計12組合				
	豊前海区漁業協同組合長会	事務局長		(093) 434 - 1704(事務所)	
				(090) 8839 - 5695	
				(F)(093) 434 - 1787	
	参加組合：田野浦、柄杓田、今津、恒見、 曾根、吉田、苅田町、沓尾、簗島、 長井、稲童、西八田、権田町、 松江浦、八屋、宇島、吉富、 計17組合				

別表1-(5)

[海事関係]

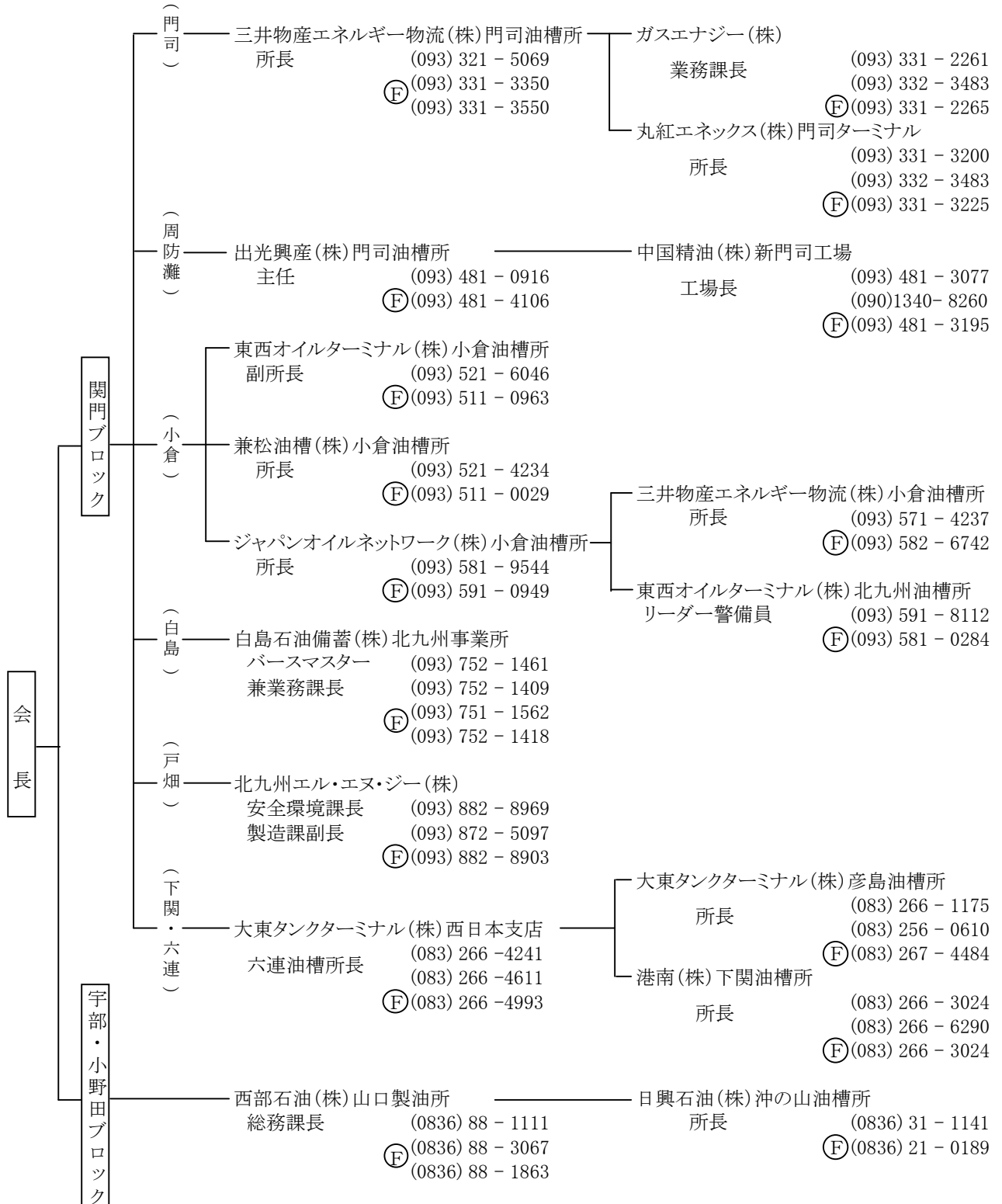
凡例：民間機関・団体 実務担当者の職名 電話 昼夜
 ① FAX 昼夜

組織名	実務担当者の職名	電話	昼夜	
会長	門司エーゼント会 (幹事)	西邦海運(株)	海務・コンテナ課 (092) 413 - 3003 (090) 2397 - 4335 ① (092) 413 - 3107	
		業務課長 (093) 321 - 5061 (090) 7156 - 8774 ① (093) 331 - 1055		
		門菱港運(株)	船舶代理店課 (093) 331 - 3038 (090) 3733 - 5912 ① (093) 331 - 2929 (093) 341 - 8154	
		東海運(株)九州事業部	門司コンテナセンター所長 (093) 321 - 1834 (090) 3412 - 0014 ① (093) 321 - 1831	
		(株)ジェネック	北九州港湾グループ長 (093) 331 - 3456 (090) 8228 - 8407 ① (093) 332 - 4818	
		ホームリング商会(株)	船舶部長 (093) 331 - 1311 (093) 332 - 2233 ① (093) 332 - 0606	
		興和運輸(株)	営業課長 (093) 321 - 8031 (093) 881 - 2792	
		ナンセイ SHIPPING(株)	船舶部代理店課主任 (093) 331 - 2861 (090) 1920 - 5696 ① (093) 321 - 2280	
		門司港運(株)	総務部長代理船舶代理店課長 (093) 321 - 3261 (090) 3198 - 8764 ① (093) 321 - 0669	
		日本通運(株)門司海運支店	課長 (093) 331 - 1516 (093) 451 - 0878 ① (093) 322 - 1390	
		山九(株)門司支店	海務グループマネージャー (093) 321 - 3999 (093) 475 - 0413 ① (093) 332 - 7032	
		昭和マリン(株)	船舶課長 (093) 331 - 0687 (090) 8767 - 4490 ① (093) 331 - 1032	
		セントラル SHIPPING(株)九州営業所	所長代理 (093) 332 - 3232 (093) 371 - 7399 ① (093) 332 - 3282	
		住友金属物流(株)九州事業部	船舶課長 (093) 583 - 8830 (093) 331 - 7418 ① (093) 562 - 1171	
		(株)MOL JAPAN九州支店	業務グループシニアマネージャー (093) 262 - 0701 (090) 3463 - 9319 ① (092) 262 - 0720	
		日本通運(株)下関海運支店	主任 (083) 235 - 0202 ① (083) 235 - 0727	
		グリーン SHIPPING(株)	グループリーダー (093) 332 - 3187 サブリーダー (090) 6297 - 7074 ① (093) 332 - 3189	
		九州水曜会 (幹事)	第一中央汽船(株)北九州出張所	(093) 562 - 0161 (090) 4515 - 9422 ① (093) 562 - 0167
			(株)商船三井九州支店	支店長代理 (093) 331 - 3885 (090) 7394 - 0518 ① (093) 332 - 3930
			日本郵船(株)九州支店門司事務所	支店長代理 (093) 321 - 3961 ① (093) 321 - 5390
全国内航タンカー 海運組合西部支部事務局長	(0832) 23-8425 ① (0832) 23-8325			
関門水先区水先人会課長	(093) 332-2384 ① (093) 332-5234			
全日本海員組合九州関門地方支部長 支部長代行	(093) 331-3600 (093) 331-9119 ① (093) 331-1227			

別表1-(6)

[石油類貯蔵関係]

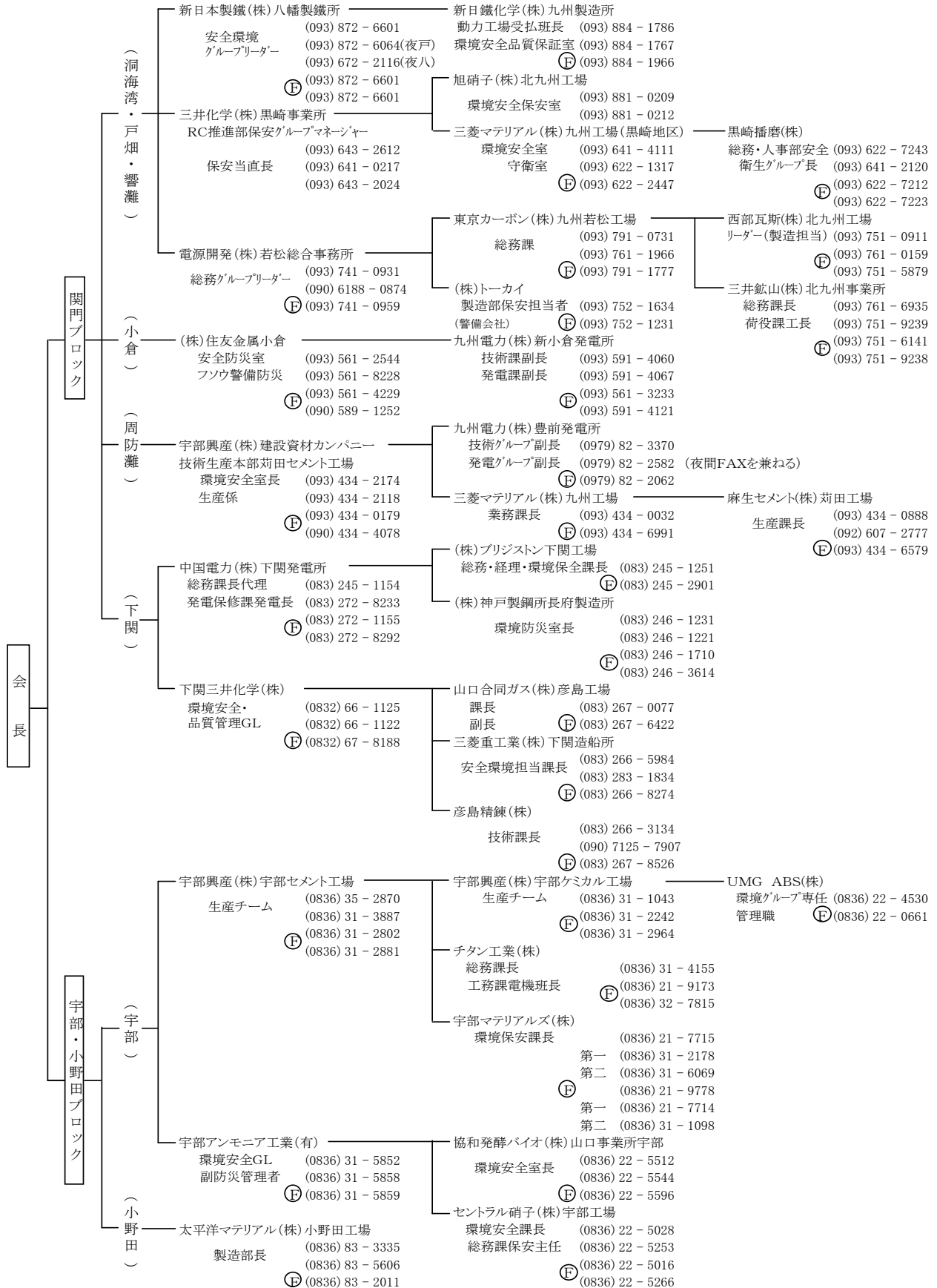
凡例：民間機関・団体 実務担当者の職名 電話 昼
夜
ⓕ FAX 昼
夜



別表1-(7)

[大量貯油企業関係]

凡例：民間機関・団体 実務担当者の職名 電話 昼
 夜
 昼
 夜
 (F) FAX

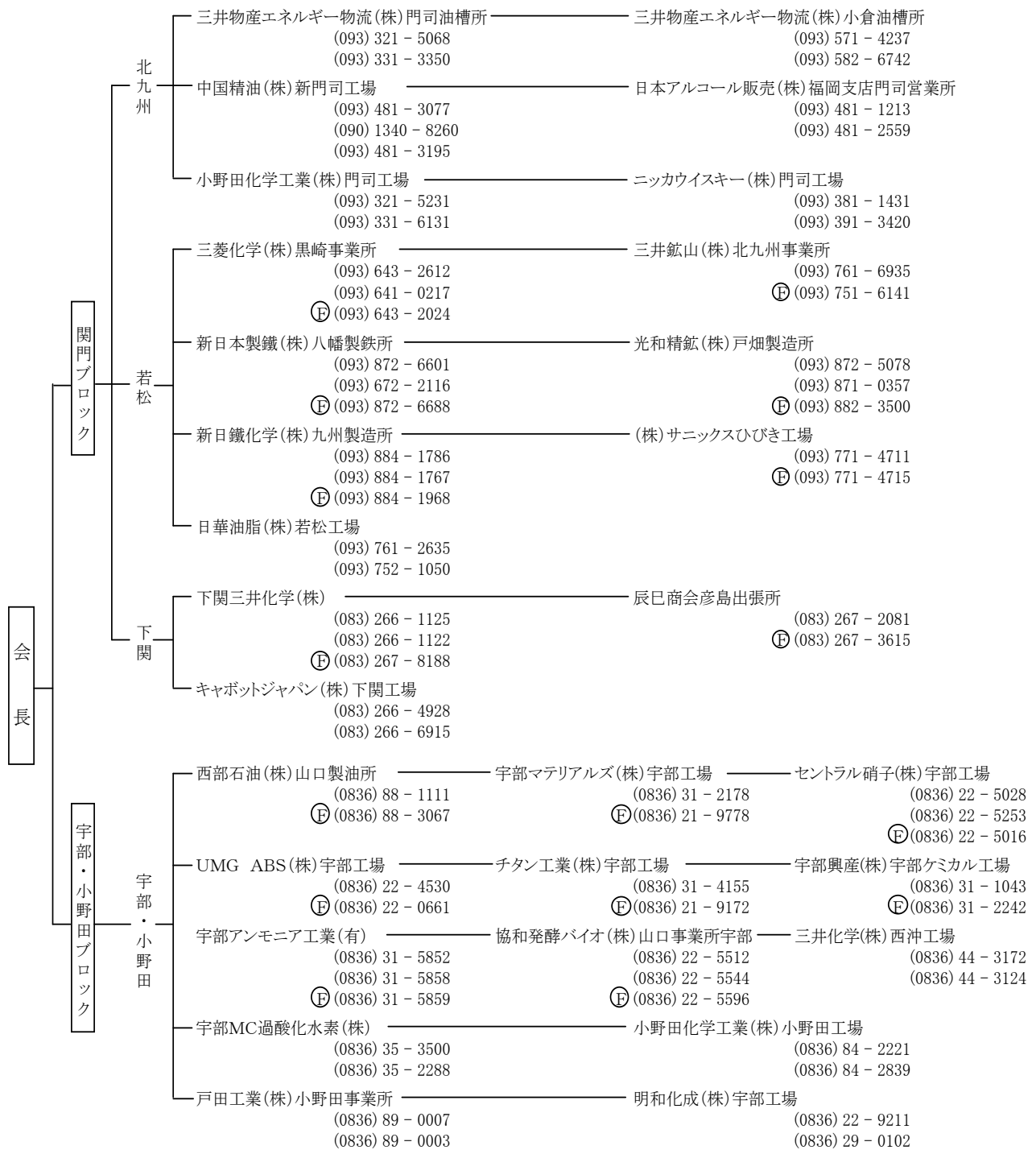


別表1-(8)

[HNS取扱企業関係]

凡例：民間機関・団体 実務担当者の職名 電話 昼夜

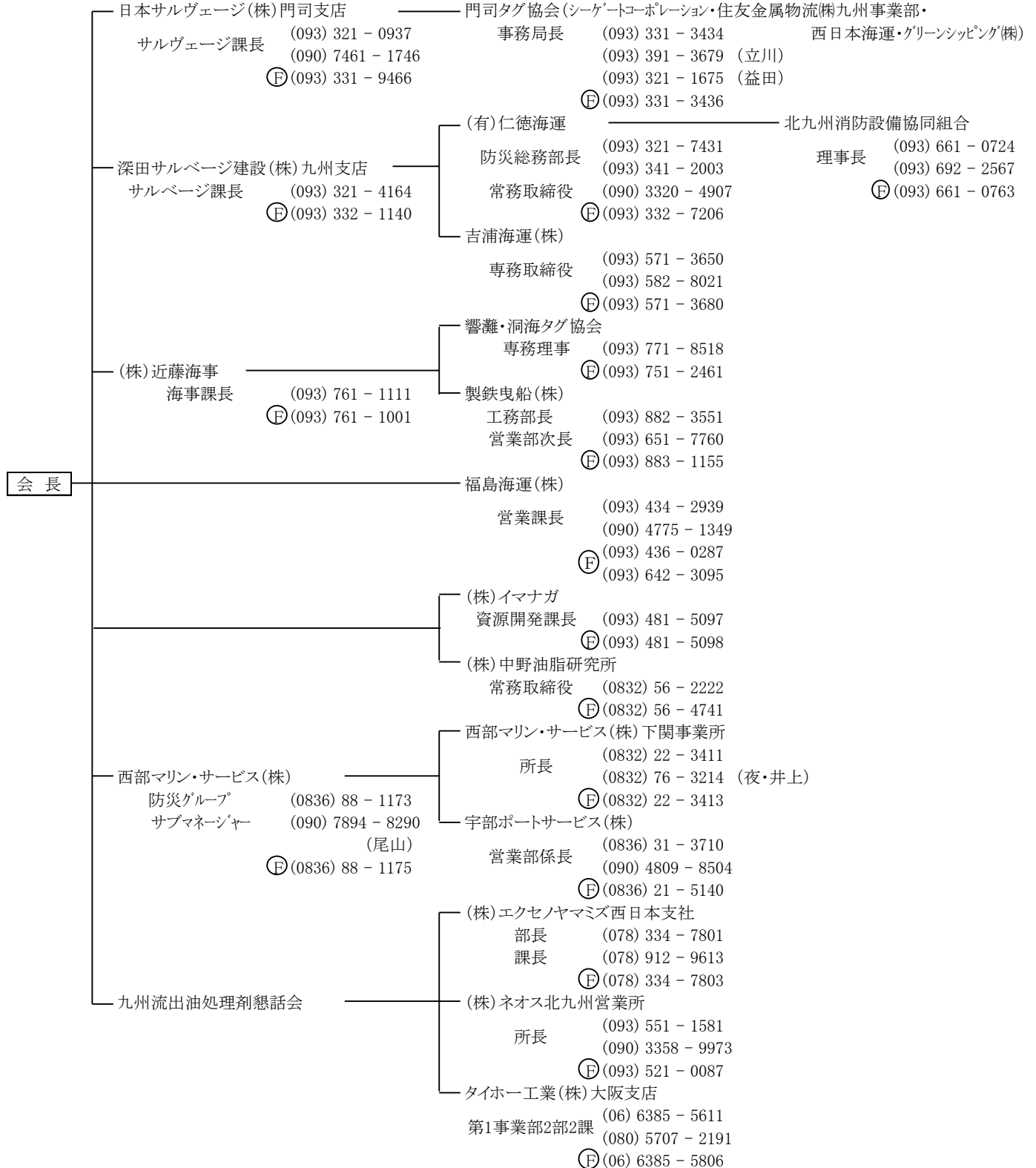
☎ FAX



別表1-(9)

[民間防除・消防関係]

凡例：民間機関・団体 実務担当者の職名 電話 昼
夜
昼
夜
ⓕ FAX



別表2 会員の主たる業務分担

会 員	業 務 分 担	
	排出油対策	HNS対策
海上保安部 (協議会長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 巡視船艇、航空機の出動 3. 会員に対する出動要請 4. 総合連絡調整本部の設置 5. 人員、資器材等の緊急輸送 6. 遭難者の救助 7. 原因者に対する応急対策の指導及び命令 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の流出防止 (2) 瀬取船等による油の抜取り (3) 安全海域への移動 8. 海面流出油の防除指導及び援助 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材（船）による回収 9. 船舶交通の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導 10. 流出油海域の警戒及び拡散状況の調査 11. 広報活動（総合連絡本部） 12. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 巡視船艇、航空機の派遣 3. 会員に対する出動要請 4. 総合連絡調整本部の設置 5. 人員、資器材等の緊急輸送 6. 遭難者の救助 7. 原因者に対する対応戦略の指導及び命令 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物質の拡散防炎 (2) 安全海域への移動 8. 防除指導及び援助 9. 船舶交通の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導 10. 現場海域の警戒及び現場状況の調査 11. 広報活動（総合連絡本部） 12. その他の応急措置
港湾建設 局 工事事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 油回収船等の出動 3. 総合連絡調整本部への職員派遣 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 海面流出油の防除 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収船による回収 6. 流出油拡散状況の調査 7. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材等の緊急輸送 4. 状況の調査 5. その他の応急措置

会 員	業 務 分 担	
	排出油対策	HNS対策
県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 応急対策上必要な指示 4. 備蓄資器材の搬出、輸送 5. 所有船の出動及び防除作業の実施 6. 漁具の移動、オイルフェンス展張等自衛措置の指導 7. 港湾施設の使用の制限 8. 港湾建設業者に対する指導、協力要請 9. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 応急対策上必要な指示 4. 港湾施設の使用の制限 5. 港湾建設業者等に対する指導、協力要請 6. その他の応急措置
市町村 (消防機関を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 沿岸住民に対する周知及び警戒 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の漂着が予想される沿岸住民及び船舶に対する災害状況の周知及び火気使用の禁止 (2) 沿岸及び地先海面の巡回監視 (3) ガス検知の実施 (4) 警戒区域の設定 (5) 住民の避難指示及び誘導 4. 浮流油、漂着油の防除装置の指導及び援助 5. 港湾施設の使用の制限 6. 港湾建設業者等に対する指導、協力要請 7. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 沿岸住民に対する周知及び警戒 <ol style="list-style-type: none"> (1) 沿岸住民等に対する災害状況等の必要事項の周知 (2) 警戒区域の設定 (3) 住民の避難指示及び誘導 4. 関係者等に対する指導、協力要請 5. その他の応急措置
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動 4. 危険行為の取締り 5. 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制 6. 警備艇による警戒 7. 住民の避難指示 8. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動 4. 危険行為の取締り 5. 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制 6. 警備艇による警戒 7. 住民の避難指示 8. その他の応急措置

会 員	業 務 分 担	
	排出油対策	HNS対策
漁業共同 組合	1. 組合員に対する情報の伝達 2. 自衛措置の実施 (1) 定置漁具等の移動、撤収 (2) オイルフェンスの展張 3. 漁船による防除作業の協力 (1) 油吸着材の散布及び回収 (2) 油処理剤の散布 (3) 油回収器材による回収 4. その他の応急措置	1. 組合員に対する情報の伝達 2. 自衛措置の実施 3. その他の応急措置
企業等	1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 防除作業の協力 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材（船）による回収 6. その他応急措置の協力	1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 資器材の貸出し及び施設の提供 4. 防除作業の協力 5. その他の応急措置
民間防除 消防関係	1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 応急対策の実施 (1) 油の流出防止 (2) 瀬渡船等による油の抜取り (3) 安全海域への曳船 6. 海面流出油の防除作業の実施 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材（船）による回収 7. その他応急措置	1. 情報の収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 資器材の貸出し及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 防除作業の実施及び強力 6. その他の応急措置

会 員	業 務 分 担	
	排出油対策	HNS 対策
原因者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関への油災害状況の通報 2. 総合連絡調整本部への動員派遣 3. 人員、船艇の出動 4. 資器材の搬出、輸送及び調達 5. 応急対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 油の流出防止 (2) 瀬渡船等による油の抜取り (3) 安全海域への曳航 6. 海面流出油の防除作業の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材（船）による回収 7. サルベージ、その他防除作業機関に対する諸手配の実施 8. 海上保安部等の指示に基づく諸作業の実施 9. その他の応急措置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関への通報 2. 総合連絡調整本部への動員派遣 3. 人員、船艇の出動 4. 資器材の搬出、輸送及び調達 5. 応急対策の実施 6. 防除作業の実施 7. サルベージ、その他防除作業機関に対する諸手配の実施 8. 海上保安部等の指示に基づく諸作業の実施 9. その他の応急措置

別表3 石油貯蔵及び大量貯油企業関係編成表

ブロック	グループ	機関	ブロック	グループ	機関	
関門	門司	三井物産エネルギー物流 (株) 門司油槽所 九州ベニー (株) 丸紅エネックス (株) 門司ターミナル		下関・六連	日新タンカー (株) 林兼石油 (株) 下関支店彦島油槽所 港南 (株) 下関油槽所 中国電力 (株) 下関発電所 (株) ブリジストン下関工場 (株) 神戸製鋼所長府製造所 下関三井化学 (株) 彦島製錬 (株) 三菱重工業 (株) 下関造船所	
	小倉	コスモ石油 (株) 小倉油槽所 新日本石油 (株) 北九州油槽所 ジャパンオイルネットワーク (株) 小倉油槽所 三井物産エネルギー物流 (株) 小倉油槽所 兼松油槽 (株) 小倉油槽所 (株) 住友金属小倉 九州電力 (株) 新小倉発電所			周防灘	三菱マテリアル (株) 九州工場 麻生セメント (株) 苅田工場 宇部興産 (株) 建設資材カンパニー 技術生産本部苅田セメント工場 九州電力 (株) 豊前発電所 出光興産 (株) 門司油槽所 中国精油 (株) 新門司工場
	主として、 関門海峡、 響灘及び 周防灘西 部海域並 びに沿岸	洞海湾・ 戸畑・響 灘	北九州エル・ネヌ・ジー (株) 新日本製鐵 (株) 八幡製鐵所 新日鐵化学 (株) 九州製造所 三菱化学 (株) 黒崎事業所 三菱マテリアル (株) 九州工場 (黒崎地区) 旭硝子 (株) 北九州工場 電源開発 (株) 若松総合事業所 三井鉱山 (株) 北九州事業所 (株) トーカイ 黒崎播磨 (株) 東海カーボン (株) 九州若松工場 西部ガス (株) 北九州工場 白島石油備蓄 (株) 北九州事業所	宇部・小野田	主として 宇部港、小 野田港及 び周防灘 北西海域 (西部石 油シーバ ースを含 む) 並びに 沿岸	宇部
				小野田	西部石油 (株) 山口製油所 太平洋マテリアル (株) 小野田工場	

別表3-2 HNS取扱企業関係編成表

ブロック	グループ	機関
関門	門司	三井物産エネルギー物流(株) 門司油槽所 日本アルコール販売(株) 福岡支店門司営業所 小野田化学工業(株) 門司工場 ニッカウイスキー(株) 門司工場
	小倉	三井物産エネルギー物流(株) 小倉油槽所
	洞海湾・戸畑・響灘	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所 新日鐵化学(株) 九州製造所 三菱化学(株) 黒崎事業所 三井鉱山(株) 北九州事業所 光和精鉱(株) 戸畑製造所 (株) サニックスひびき工場 日華油脂(株) 若松工場
	下関・六連	下関三井化学(株) 辰巳商会彦島出張所 キャボットジャパン(株) 下関工場
	周防灘	中国精油(株) 門司工場
宇部・小野田	宇部	宇部マテリアルズ(株) 宇部工場 セントラル硝子(株) 宇部工場 UMG ABS(株) 宇部工場 チタン工業(株) 宇部工場 UBE(株) 宇部ケミカル工場 東西地区 三井化学(株) 西沖工場 宇部ケミラ(株) 明和化成(株) 宇部工場
	小野田	西部石油(株) 山口製油所 小野田化学工業(株) 小野田工場 戸田工業(株) 小野田事業所